

4. 重点整備地区

4-1. 重点整備地区及び生活関連施設・生活関連経路の設定方針

1) 重点整備地区の設定方針

市では、平成 15 年に策定した「三鷹市バリアフリーのまちづくり基本構想」で「三鷹駅周辺地区」及び「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」を重点整備地区に位置付け、多様な利用者が利用する公共公益的施設(市民センター、図書館、警察署等)が集積する「市民センター周辺地区」を追加し、3つの重点地区で特定事業によるバリアフリー化を推進してきました。これらの重点整備地区については、バリアフリー化への取り組みを継続し、地区整備の状況、これまでの達成状況などを踏まえ、生活関連施設、生活関連経路(注 1)の見直し・拡充を図ります。

重点整備地区については、以下の設定方針に基づき区域を位置付け、設定します。

注1:「生活関連施設」とは、高齢者、障害者等が日常生活または社会生活において利用する旅客施設、官公庁施設、福祉施設その他の施設であり、基本構想においてバリアフリー化を図るべき施設として基本構想に位置付けるものです。「生活関連経路」とは、旅客施設を含む生活関連施設相互間を結ぶ経路のうち、特に重点的にバリアフリー化を図るべき経路であり、歩道の設置、歩道の有効幅員2m以上の確保、歩道の横断勾配などの基準が定められています。

表 重点整備地区の設定方針

【設定方針】

- ①中心となる特定旅客施設(利用者数 5,000 人/日以上)や、高齢者、障がい者含む不特定多数の人が利用する施設が集積している
- ②概ね徒歩圏に、日常生活や社会参加を支える都市機能が集積している
- ③これまでの取り組みを引き継ぎ、継続的なバリアフリーの推進が期待される
- ④上位・関連計画における都市整備、公共交通、福祉等の施策の位置付けを考慮する
- ⑤隣接自治体と連携した取り組みを考慮する(武蔵野市の三鷹駅周辺重点整備地区)
- ⑥地区境界は町界、道路、河川など明確な境界線で区切る



前基本構想の「三鷹駅周辺地区」、「三鷹台駅・井の頭公園駅周辺地区」、「市民センター周辺地区」は、徒歩圏(半径 500m~1km 程度)に立地する生活関連施設を包括する範囲を設定している。



前基本構想と同様に、鉄道駅を中心とした2エリアと市役所を中心とした1エリアの3エリアについて、半径 500m 圏域～半径 1km 圏域に立地する生活関連施設を包括するエリアを、重点整備地区の範囲とする。

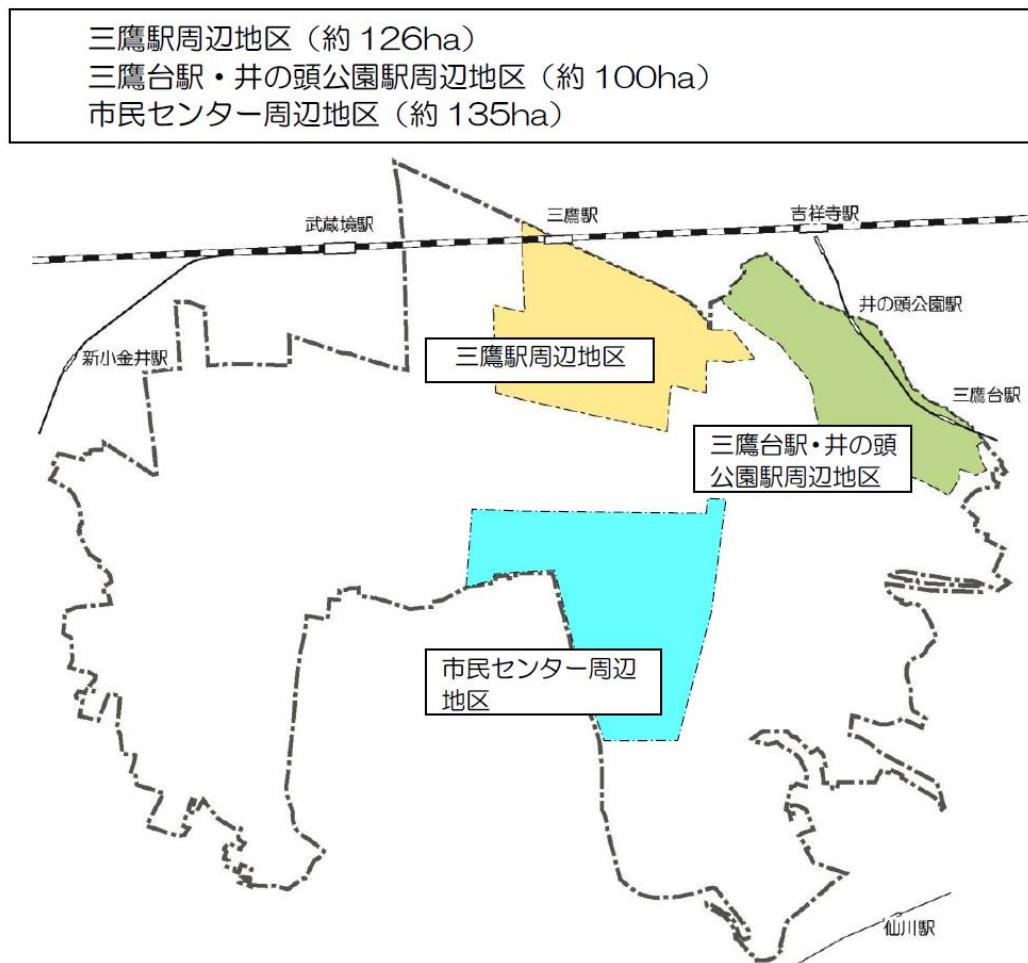


図 重点整備地区

2)生活関連施設・生活関連経路の設定方針

多様な人が利用する公共・民間の生活利便施設や公園などを生活関連施設として位置付けます。また、これらの生活関連施設と施設間を結ぶ生活関連経路のバリアフリー化を推進します。

そのため、以下の設定方針に基づき、3つの重点整備地区における生活関連施設のバリアフリー化の取り組みを継続するとともに、令和 2 年のバリアフリー法改正、地区整備の状況、これまでの達成状況などを踏まえ、生活関連施設、生活関連経路の見直し・拡充を行います。

表 生活関連施設の設定方針

【設定方針】

- ①これまでの取り組みを引き継ぎ、継続的なバリアフリーの推進が期待される施設(現基本計画において生活関連施設に位置付け済の施設)
- ②中心とする施設(JR 三鷹駅、京王井の頭線井の頭公園駅・三鷹台駅、市民センター)から、徒歩圏(概ね半径 500m~1km 以内)に立地する生活利便施設
- ③公共施設(国や三鷹市が設置する施設※)、公共性の高い施設(旅客施設、教育施設等) ※国や三鷹市が設立する法人が設置する施設を含む
- ④高齢者、障がい者等の利用が多い施設
- ⑤常に不特定多数の市民が利用する(広域から利用がある)施設(注2)
- ⑥バリアフリーに関する法や基準等の改正・充実を踏まえ、設定する必要性が高い施設(注3)



前基本構想
から引き継
き設定する
もの
※設定方針①

- ・継続した機能確保や更なるバリアフリー化の推進のため、既にバリアフリー化された施設も含めて前基本構想に位置付けた施設を引き継ぎ設定する
⇒行政関連施設、文化関連施設、医療・福祉関連施設、教育関連施設※市立のみ(保育所除く)、商業施設、公園、路外駐車場

追加するも
の
※設定方針②
～⑥

- ・新たに整備された施設のうち設定方針に該当するもの
→三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー(三鷹駅周辺、R4.4)
→三鷹市吉村昭書斎(井の頭公園駅周辺、R6.3)



三鷹市桜井浜江記念市民ギャラリー

三鷹市吉村昭書斎

- ・前基本構想において生活関連施設の位置付けが無く、設定方針に該当するもの
→みたか観光案内所(三鷹駅周辺) 等
- ・令和2年のバリアフリー法改正に基づき位置付ける必要がある施設
→公立の小中学校等 ※前基本構想において位置付け済
- ・ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準の強化に基づき位置付ける施設
→床面積 2,000 m²以上かつ客室総数 50 室以上のホテル又は旅館

注2:「常に不特定多数の市民が利用する(市内全域から利用がある)施設」とは、設定方針③、④に該当しない施設(商業施設、宿泊施設)のうち、商業施設は広域からの利用がある規模として、大規模小売店舗立地法に基づく届出対象規模である 1,000 m²以上とします。宿泊施設は、バリアフリー法の基準の適合義務のある 2,000 m²以上とします。なお、前基本構想において、すでに生活関連施設に位置付けられている施設は規模に関わらず継続して生活関連施設に位置付けます。

注3:「バリアフリーに関する法や基準等の改正・充実を踏まえ、設定する必要性が高い施設」とは、以下を対象とします。

- ・令和 2 年のバリアフリー法改正や都条例において、バリアフリー基準への適合義務が課された「公立の小中学校」、「旅客特定車両停留施設」
- ・重点整備地区内の公立小中学校については、前基本構想において生活関連施設への位置付け済みのため継続して位置付けます。

・平成31年「ホテル又は旅館における高齢者、障害者等の円滑な移動に配慮した建築設計標準(追補版)」において、車いす使用者用客室設置基準等の見直し、ソフト面の工夫や共用部分の配慮事項の追加等により強化された宿泊施設。

表 生活関連経路の設定方針

【設定方針】

- ①バス路線など地区の幹線道路であり、歩行者ネットワークの根幹となる経路
- ②生活関連施設間を結ぶネットワークを構成する経路



前基本構想において設定した生活関連経路を引き続き設定する



新たに追加する生活関連施設について、設定済みの生活関連経路から追加する施設への移動が想定される経路を設定する

- ③道路の状況に応じた特定道路(注4)とネットワーク道路(注5)の位置付け

注4:「特定道路」とは、生活関連経路を構成する道路法の道路のうち、多数の高齢者、障がい者などの移動が通常徒歩で行われるもので、国土交通大臣がその路線及び区間を指定したものです。

注5:「ネットワーク道路」とは、生活関連施設間を結ぶ経路ではなくても、地区内の交通ネットワークを考える上で望ましい経路です。ネットワーク道路の整備にあたっては、道路の状況や市街地環境などを踏まえて、適切な歩行空間のあり方を検討します。

4-2. 特定事業の事業分野別の配慮事項(バリアフリー化の方針)

1) 特定事業等における配慮事項(バリアフリー化の方針)の設定

基本構想による特定事業の推進にあたり、事業分野ごとに「ア.バリアフリーに関する主な基準等」、「イ.前基本構想の特定事業等の取り組み状況」、「ウ.まち歩きワークショップにおける意見(三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会)」を踏まえ、配慮事項(バリアフリー化の方針)を示します。

ア.バリアフリーに関する主な基準等

- ・移動等円滑化基準、ガイドライン、条例等

イ.前基本構想の特定事業等の取り組み状況

- ・前基本構想の特定事業等の取り組み状況調査結果

ウ. まち歩きワークショップにおける意見

- ・まち歩きワークショップ(三鷹市バリアフリーのまちづくり推進協議会)における意見

特定事業等における配慮事項 (事業分野ごとのバリアフリー化の方針)

- ①公共交通(鉄道、バス)
- ②道路
- ③路外駐車場
- ④都市公園
- ⑤建築物
- ⑥交通安全
- ⑦教育啓発

2) 特定事業の事業分野別の配慮事項

(1) 公共交通のバリアフリー化

①鉄道

- 市内全駅のバリアフリー経路、バリアフリートイレの適切な維持管理と改善
- ・市内全ての駅で、バリアフリー経路及びバリアフリートイレの適切な維持管理と更なる改善(わかりやすさや安全性の向上)を進めます。(ア,イ,ウ)
- ・エレベーターの乗降の際の転回スペースの十分な確保など、駅構内の主要設備(券売機、改札口、エレベーター、エスカレーター、ホーム、トイレ、休憩施設、案内板等)においてバリアフリー化を実施するよう努めます。(ア,ウ)
- ・音声案内の導入や、ユニバーサルデザインに配慮したサインなど誰もがわかりやすい案内施設を整備していきます。(ア,ウ)



駅構内のバリアフリー経路の整備



点字や音声案内などユニバーサル
デザインに配慮されたサイン

○プラットホーム・車両の安全対策

- ・視覚障がい者等の転落を防止するための内方線付き点状ブロック^(参考資料P.18)の整備、ホームドアまたは可動式ホーム柵の設置を推進していきます。(ア,イ,ウ)
- ・車両更新にあわせた車いすスペースの確保、案内表示装置の更新を推進します。(ア)

○利用者マナーの向上、研修・教育

- ・駅構内の主要設備や車両利用のルールやマナーの周知などの情報提供に努めるとともに、駅職員を対象とした教育や資格の取得、障がい当事者等との意見交換を推進し、施設の適切な維持管理・更新や多様な利用者への適切な対応を充実させていきます。(ア,イ)

②バス

○車両の改良

- ・ユニバーサルデザイン車両を積極的に導入していきます。車内では、車いす使用者やベビーカー利用者が利用しやすい車内環境を確保するなど、当事者意見を取り入れながら誰もが利用しやすい設備等を取り入れていきます。(ア,イ)

○バス乗降場・停留所の改良

- ・市内はバス利用が多く、各駅前広場においても歩行者・車いすが安全に往来、すれ違いができる通行空間、バス待ち空間の確保などより円滑な往来ができる環境整備に努めます。(ア,ウ)
- ・道路管理者と連携し、バス乗降場・停留所にベンチ、上屋を設置するなど、利用しやすい待合スペースを確保します。また、既に整備済の設備については適切な維持管理に努めます。(ア,ウ)
- ・案内表示や視覚障害者誘導用ブロックの設置などバス停留所へのわかりやすい案内に努めます。(ア,ウ)
- ・バスの運行状況の情報を誰もが知ることのできる案内表示や音声案内を設置します。(ア,イ,ウ)



バス停留所への誘導ブロックの整備



バスの運行状況を伝える案内表示



バス待合スペース、ベンチの設置

○利用者マナーの向上、研修・教育

- ・バス停留所、バス利用のルールやマナーの周知などの情報発信に努めるとともに、乗務員を対象とした教育や資格の取得、障がい当事者等との意見交換を推進し、多様な利用者への適切な対応を充実させていきます。(ア,イ)

(2)道路のバリアフリー化

- 適切な維持管理と改善による安全な歩行者空間の確保
 - ・バス路線等の主要な通りにおける歩道の確保に努めるとともに、段差や急な勾配の平坦化、電線類の地中化など、歩行者が安全に安心して利用できる道路環境を形成します。(ア,イ,ウ)
 - ・視覚障害者誘導用ブロックや横断歩道におけるエスコートゾーンの整備を進めるとともに、すでに整備済の箇所においても適切な維持管理を行うことで継続的なバリアフリー化を実現します。(ア,イ,ウ)
 - ・歩道の整備が難しい路線においては、カラー舗装で歩行者等の通行ゾーンを示すなど、より安全な歩行環境となるよう工夫します。(ア,イ,ウ)
 - ・バス停周辺における道路の整備・改修を行う際は、バスの正着のしやすさへの配慮など、より利用しやすい環境整備を検討します。(ア,イ,ウ)



誘導ブロックやベンチの整備された歩道



歩行者等の通行ゾーンを示すカラー舗装

○当事者参画による改善と整備

- ・道路や道路付属物(標識、安全柵、照明等)の整備・改修を行う際は、当事者参加による意見を踏まえて整備内容を検討するなど、安全かつ円滑な通行環境の整備、適切な維持管理を進めます。(ア,ウ)

○道路の不法占用者への指導、利用マナーの啓発

- ・自転車や自動車の放置や路上駐輪・駐車、看板設置や商品陳列などの道路の不法占用者に対する指導や取締りを実施します。(ア,ウ)

(3)路外駐車場のバリアフリー化

- 適切な配置と改善による安全かつ円滑に利用できる整備の推進
 - ・すべての人が安全かつ円滑に利用できるよう、車いす使用者用駐車施設は、出入口にできるだけ近い位置に設置し、その旨を表示します。(ア)
 - ・出入口から当該駐車場施設を結ぶ経路は、車いす使用者に支障が無いよう、広い幅、緩い勾配、段差の解消等、円滑に利用できるように配慮します。(ア)
 - ・既設の路外駐車場においても、改修について検討しバリアフリー化基準に適合するよう努めます。(ア)
 - ・既設のバリアフリー化施設については、適切な維持管理により継続的なバリアフリー化につとめます。(イ)



建物入口に整備された車いす使用者用駐車場

○利用マナーの啓発

- ・車いす使用者用駐車施設等を必要とする方が適切に利用できるよう、ポスター掲示等、職員等関係者への周知等、利用のルールやマナーの周知、情報提供に努めます。(ア)

(4)都市公園のバリアフリー化

○適切な維持管理と改善による安全に利用できる整備の推進

- ・出入口の十分な幅の確保や段差解消、地形等により段差が生じた際には階段にスロープを併設し、手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置を行うなど、円滑な移動に配慮します。(ア,イ,ウ)
- ・ベンチやトイレ等の既存施設の適切な維持管理を行うとともに、オストメイトやベビーベッドなどバリアフリー設備を備えたトイレの整備を進めます。(ア,イ)
- ・園内の案内や既存のバリアフリー化施設について、多言語表示等、ユニバーサルデザインに対応した表示など誰もがわかりやすい案内表示を設置します。(ア,イ,ウ)
- ・バリアフリー化施設の維持管理を適正に行うとともに、改善が必要な箇所については、順次修繕を行います。(ア,イ,ウ)



勾配を伝える案内サイン



公園内のバリアフリー経路



バリアフリー設備を備えたトイレの整備

○当事者参画による改善と整備

- ・公園の新設・改修を行う際は、当事者参画により、利用のしやすさの向上やインクルーシブ遊具等の設置を検討するなど、障がいの有無にかかわらず誰もが快適で利用しやすい公園づくりを進めます。(ア,ウ)

○利用者マナーの向上

- ・ポスター掲示、職員等関係者への周知等、利用のルールやマナーの周知、情報提供に努めます。(ア,イ)

(5)建築物のバリアフリー化

○適切な維持管理と改善による安全に利用できる整備の推進

- ・公共公益施設においては、バリアフリー経路及びバリアフリートイレの適切な維持管理と更なる改善(わかりやすさや安全性の向上)を進めます。(ア,イ,ウ)
- ・民間施設においては、主要設備の点検や維持管理、改修時の段差解消など段階的なバリアフリー化の実現を誘導します。(ア,ウ)
- ・エレベーターの乗降の際の展開スペースの十分な確保など、主要設備(出入口、主要な通路、エレベーター、エスカレーター、トイレ、案内板等)においてバリアフリー化を実施するよう努めます。(ア,イ,ウ)
- ・音声案内の導入や、ユニバーサルデザインに配慮したサインなど誰もがわかりやすい案内施設を整備していきます。既に整備済の設備についても、利用のしやすさを検証し、さらなる改善に努めます。(ア,イ,ウ)



スロープなど道路との段差を解消する設備の設置



バリアフリーに配慮した設備の設置

○施設の設計段階における当事者意見の反映

- ・公共施設の新築・改築・大規模改修時には、設計段階から当事者など市民の要望等を検討し、誰もが使いやすい施設整備を進めます。(ア,ウ)

○利用者マナーの向上、研修・教育

- ・主要な通路上の荷物設置や駐輪など、安全かつ円滑な利用に支障のある行為に対して、ポスター掲示等、職員等関係者への周知等、利用のルールやマナーの周知、情報提供に努めます。(ア,イ)

(6)交通安全のバリアフリー化

- 適切な配置と維持管理による安全な交通環境の整備
 - ・道路標識の維持管理を適切に行います。(ア,イ,ウ)
 - ・音響式信号機について、音響式信号機の設置を計画的に推進するほか、音響式信号機の音量や鳴動時間について、適切な運用に努めます。(ア,イ,ウ)
 - ・横断歩道へのエスコートゾーンの設置を検討していきます。(ア,ウ)



エスコートゾーンが整備された横
断歩道



音響式信号機に併設されている押ボタン



○違法駐車行為の防止

- ・違法駐車の指導取締りを行うほか、違法駐車防止のための広報・啓発を推進します。(ア,イ)

(7)教育啓発のバリアフリーの推進

○心のバリアフリーの普及・啓発

- ・心のバリアフリーの普及・啓発により、社会全体が、高齢者や障がい者等の困難を自らの問題として認識し、心のバリアを取り除き、お互いを理解して、助け合う環境形成の推進を図っていきます。(ア)
- ・ハード事業のバリアフリー化は整備に時間を要することが課題のひとつです。そのため、既存のバリアフリー設備を多様な人々が利用することができる環境の形成も必要です。(ア)

○施設利用におけるマナー向上、職員の配慮や対応などの推進

- ・バリアフリー化された施設、設備等において、必要としている方が安全かつ円滑に利用できるよう、ポスター掲示、職員等関係者への周知等、利用のルールやマナーの周知、情報提供に努めます。(ア,イ)
- ・入口に段差がある場合の車いす使用者への対応や、コミュニケーションボードや筆談器具、タブレット等を活用した聴覚障がい者への対応など、対象者や各施設の特性に応じた職員等の配慮や対応の方針について、施設ごとの手引書を作成するなど、心のバリアフリー推進に向けた取り組みを進めています。(ア,イ)
- ・職員を対象とした教育や資格の取得、障がい当事者等との意見交換を推進し、バリアフリー化された既存施設の適切な維持管理を進めています。(ア,イ,ウ)

○学校教育における「心のバリアフリー」の取り組みの推進

- ・児童、生徒を対象とした障がい者疑似体験や障がい者との交流会等、学校教育を通して、バリアフリーの必要性やバリアフリーの心を育てる取り組みを推進します。(ア,イ)